

3 生活福祉資金貸付制度等について

(1) 震災特例貸付の実施について

ア 緊急小口資金の特例措置の取扱いについて

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年度の制度創設以来、各都道府県社会福祉協議会が実施主体となり時代のニーズに合わせて改善を重ね、低所得者などに対するセーフティネット施策の一つとしての役割を担ってきたところである。

特に東日本大震災においては、自らも被災している状況にもかかわらず、震災直後から特例貸付等の貸付事業を行った社会福祉協議会に感謝申し上げる。

今回の大震災においては、被災者の一時的に必要な資金ニーズに対応するため、緊急小口資金の特例措置を講じ、約7万件、100億円（平成24年1月末現在）の貸付による被災者支援を実施したところである。

本特例措置の貸付状況については、大震災発災直後の昨年4月に貸付決定件数のピークを迎え、その後は急速に減少している状況にあることから、本特例措置による受付は本年3月31日までとする予定（別途通知を発出予定）であるので、ご了承ください。

イ 生活復興支援資金の取扱いについて【P24参照】

被災した低所得世帯への支援策として実施している生活復興支援資金貸付については、当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するために創設したものである。

本貸付は、今後も被災者への生活復興支援策として重要な施策であることから、積極的かつ迅速的に貸付が行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

(2) 貸付事業の実施体制強化等について【P24参照】

ア 事務費にかかる財政措置について

生活福祉資金の実施主体である都道府県社会福祉協議会が行う貸付・審査業務に係る事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査の実費弁償費等、必要な経費については制度の趣旨・目的を踏まえ、都道府県に1/2の負担（セーフティネット支援対策等事業費補助金）をお願いしているところである。

特に平成21年10月の貸付事業の見直しにより、貸付件数は大幅に増加（平成22年度の貸付件数は平成20年度に比し約5.5倍）しており、窓口や審査体制の強化に加え、生活再建に向けての支援が必要となっている状況にある。

また、当該貸付事業は単に貸付けを行うのみではなく「相談支援」や「自立支援」を行うことも事業の重要な目的であることから、自立支援等に必要な人員配置など貸付事業の実情を踏まえ所要の財政措置を図られるよう配意願いたい。

イ 事務費の補助規定の見直し等について

貸付件数の大幅な増加に伴い償還に関する取組みも重要となることから、新たな取組みとして、償還指導に必要な人員配置や督促通知等償還に関する取り組みに対する経費について一定額の補助（10／10相当）を行うこととしたので、償還に向けた取組みの一層の推進を図られたい。

なお、窓口となる市区町村社会福祉協議会の相談員の配置経費等については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」において措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成23年度第3次補正予算において平成24年度末まで延長されたので、社会福祉協議会の実情を把握の上、有効活用されたい。

(3) 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金貸付に関する不正利用対策については、平成22年8月6日付け地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施について」（社援地発0806第1号）により、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。しかしながら、昨年においても、一部の地域において暴力団員等が虚偽の内容による不正な申請を行い借入を行っている事例の報道がなされている。

暴力団員は、反社会的行為により国民生活の安全と平穏を脅かす若しくは実際に危害を加えるものであり、そのような暴力団員に対して貸付が行われることになれば、公的資金を原資とする貸付金が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用される恐れも生じる。このため、有事の際に警察と社会福祉協議会の連携による迅速な対応が可能になるよう、都道府県からも警察に事前に協力を求めるなど、社会福祉協議会が警察から必要な支援を得られるよう引き続き支援願いたい。

(4) 臨時特例つなぎ資金について

平成21年10月に創設した臨時特例つなぎ資金貸付事業については、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、公的給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的としたものである。

本事業は経済危機対策の一環として実施しているものであるが、経済・雇用情勢等が依然として厳しい現状をふまえ平成24年度においても引き続き実施することとしているので、迅速に貸付が行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

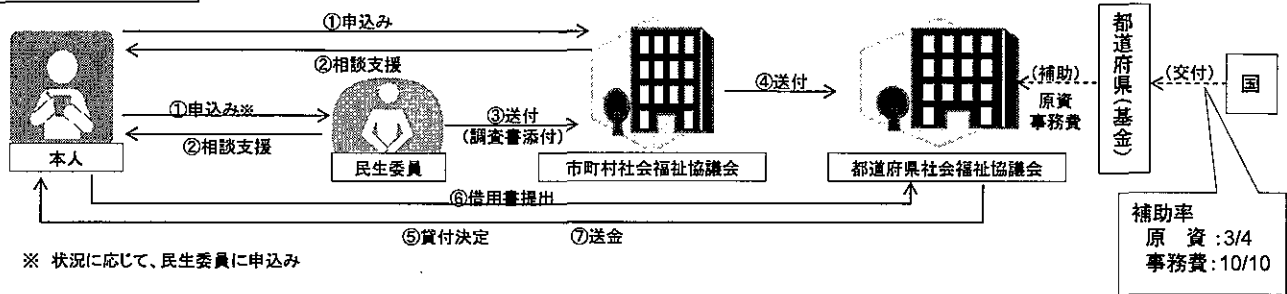
生活福祉資金貸付事業の特例貸付の実施に伴う体制整備

平成23年度第3次補正予算 165億円

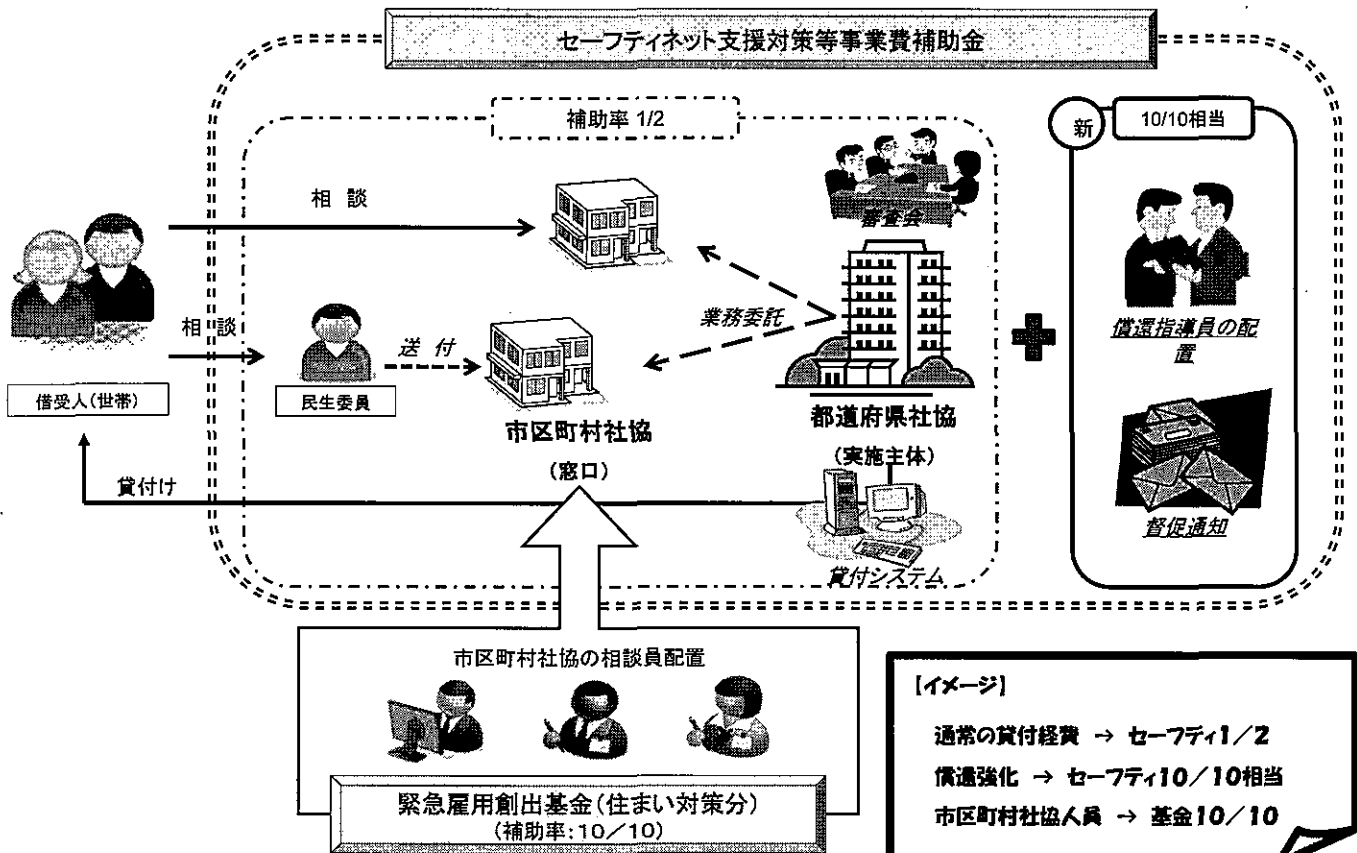
生活復興支援資金の貸付内容

貸付対象	被災した低所得世帯
貸付内容	①一時生活支援費（当面の生活費） ②生活再建費（転居費、家具什器等の購入費） ③住宅補修費
据置期間	2年以内
償還期限	20年以内
貸付利子	無利子（保証人なしの場合は年1.5%）
連帯保証人	原則1名（保証人なしでも貸付可）
	月20万円（単身世帯は15万円）以内×6月 80万円以内 250万円以内

貸付手続き等の流れ



生活福祉資金貸付事業事務費のイメージ



4 地方改善事業等について

(1) 地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、「地域主権」を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にするとの方針の下、地域主権戦略会議（事務局：内閣府地域主権戦略室）において、現行の補助金、交付金の取扱いについて検討されてきたところである。

地方改善事業費補助金（隣保館運営費等補助金）については、これまで一括交付金の「対象外」とするよう要請してきたところであるが、「経常（サービス）」に係る補助金、交付金については、今後、地方の意見を聞きながら引き続き検討を進めることとなり、平成25年度概算要求時にあらためて検討されることになったのでご了解願いたい。

したがって、平成24年度予算（案）においては、本補助金は「一括交付金化」されていないので、各自治体におかれては、引き続き、本補助金により地方改善事業の推進にお取り組み願いたい。

なお、地方改善施設整備費補助金については、現在のところ、平成23年度より「特定補助金」（3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断するもの）として位置づけられているところである。

(2) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等の推進について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化して

いるところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるようご周知願いたい。

また、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、ご周知願いたい。

イ 継続的相談援助事業等について【P 46（参考資料7）参照】

継続的相談援助事業については、各自治体において関係機関職員等からなる支援方策検討会による支援の他、福祉や教育などの分野の専門職による個別相談を合わせた効果的な支援が行われているところである。これら各自治体における取組みを支援するとともに予算を効果的、効率的に執行する観点から、平成24年度より「継続的相談援助事業（補助基準額1館当たり419,000円）」を見直し、「相談機能強化事業（補助基準額1館当たり1,132,000円）」に組みかえる予定である。また、「隣保館デイサービス事業」や「広域隣保活動事業」など他の事業についても、予算執行実績等を踏まえ国庫補助基準額を見直す（国庫補助基準額（案）は参考資料7（P 46）参照）こととしているのでご周知願いたい。

ウ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

エ 隣保館と関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

オ 隣保館職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容と

した研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

カ 隣保館運営審議会について

「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

(3) アイヌ政策の推進について

アイヌ政策の推進については、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）及び第3回アイヌ政策推進会議（平成23年6月）における作業部会報告を踏まえ、現在、「政策推進作業部会」が開催されており、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告の趣旨を実現するための検討などが行われているのでご了知願いたい（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

(参 考)

「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告書（平成23年6月）－抜粋－

このようなことから、「アイヌの人々が、居住地に左右されず自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要」であり、「立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有する」としている懇談会報告書の指摘も、この機会に再度確認しておきたい。とりわけ、今回の調査結果を踏まえると、全国の見地からの生活・教育面での支援策、特に安定した就労への支援、高等教育機関への進学支援、北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援及び生活等の相談に対応する等の措置等について、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれる。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、近年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。